

議案第32号

令和5年度日野町営土地改良事業経費の賦課基準並び  
にその徴収時期及び方法について

下表のとおり、日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年3月6日提出

日野町長 埜田 淳一

事業名称及び施行場所	経費の 賦課基準	徴収時期	徴収方法
本郷水路改修事業 日野町本郷	事業費の 15% 相当額	令和6年 3月31日 限り	町税の徴収方 法に準拠する

令和5年度 日野町営土地改良事業の概要

事業名：本郷水路改修事業

事業目的：水路の長寿命化に伴い通水量の確保と維持管理労力の節減を図るため施設改修を行う。

補助事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫補助）  
3ヶ年計画事業（R3年度～R5年度）

負担割合：国55% 県15% 町15% 受益者15%

施行場所：日野町本郷

事業費：3,000,000円

施行内容：三方コンクリート水路 延長L=30m

令和5年度 日野町土地改良事業施行位置図

本郷水路改修事業 L=30m  
施工箇所：本郷岩田地区

